○文部科学省令第十七号

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第十二条及び第二十四条第二項の規定を実施するため、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則（平成十八年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「㊞」を削り、備考中「２　氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。」を削り、備考中「３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を「２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。」に改める。また、別記様式第三中「抜すい」を「抜粋」に改め、備考中「この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とすること。」を「用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とすること。」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○文部科学省令第十八号

科学技術基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十三号）及び科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百十九号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項並びに第三十八条第一項及び第四項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

文部科学大臣　萩生田光一

科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令

（国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人防災科学技術研究所に関する省令（平成十三年文部科学省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項）	（業務方法書に記載すべき事項）
第一条の四　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第一条の四**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～六　［略］	一～六　［同上］
七　研究所法第十五条第七号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項	［号を加える。］
八　［略］	七　［同上］
九　［略］	八　［同上］
十　［略］	九　［同上］
（会計の原則）	（会計の原則）
第八条　［略］	**第八条**　［同上］
２　［略］	２　［同上］
３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十一条の三第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。	３　平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（第十一条の二第三項第二号イ及びロにおいて「独立行政法人会計基準」という。）は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。